理事長

電気の使用制限令の早期終了と今後の節電協力のお願い

東日本大震災発災に伴う電力需給ひっ迫を受けて、7月1日から始まった標記制限令による節電について、別紙通知のとおり東京電力管内については9月9日で終了することとなりましたので報告します。

電力使用量については対前年度比板橋東側7・8月及び西側7月で各々24%減、西側8月で28%減となり、削減目標としていた対前年度比15%減の目標を達成することができました。

関係各位のご理解と、ご協力に感謝いたします。

この間、職場のみならず、皆様のご家庭や、日常の中で節電のための様々な工夫をすることで、これまでの生活スタイルや機器の使い方等を見直すなど、節電の考え方が日常の中に浸透してきているものと思います。今回の節電による副産物として、電気料金が前年度と比べ削減されたことも成果の一つと言えます。また、今回の節電は本学で取り組まなければならなかったCO2削減のための省エネにも役立つものとなっています。さらに、政府からの通知にある通り9月末までは「無理をしない範囲で」15%の節電に努めることとされていますが、今年冬季及び来年夏季以降についても厳しい電力需給が続くことが考えられます。

そこで、今回の制限令解除に伴う今後の対応については、以下の点を注意しながら、今季節電について改善点などがないか検討しながら、節電を基本的に継続することをお願いします。

記

1) 照明等

基本的に節電を継続します。

なお、研究室、学生指導室、職員室、事務室等で照明の節電により業務に支障をきたすなどの場合は 管財課へお申し出ください。順次対応いたします。

廊下・階段等の共用部の照明につては日中の明るい時間帯で安全及び保安上に問題のない範囲での消灯を継続します。ただし、冬季に向かって日没が早くなるため、無理のない範囲で照明を点灯することで安全、保安を確保してください。

- 2) 研究室、事務室等の電気機器(電子レンジ・電気ポット・テレビ・ビデオ等)の使用 節電となるような使い方(電気ポットの保温機能は使わない、待機電力はなるべく使用しないでコン セントを抜くなど)をしてください。
- 3) 施設等の使用について

プール、体育館、三木ホール、グラウンド、教室等学内施設の使用についてはこれまでの節電対応を 継続し、学外の貸し出しについては、教育研究目的での使用を認め、関係部署間で調整・検討する。

4) 節電にかかわるその他の事項

その他については基本的に節電策を継続しますが、無理のない範囲内でご協力ください。 学生ボランティアによる節電隊である「電気消し隊」の活動は継続して実施する。

ただし、強制力のある使用制限令による節電が適用された場合は、上記の節電緩和についても見直す場合があります。

以上

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について

平成 23 年 8 月 30 日電力需給に関する検討会合決定

- 1. 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域に対する、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、 平成23年9月2日をもって、終了する。
- 2 東京電力株式会社管内に対する、電気事業法第 27 条に 基づく電気の使用制限措置は、平成 23 年 9 月 9 日をもっ て、終了する。
- 3. ただし、同使用制限措置終了後も、15%の需要抑制を努力目標として残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。